

古典俳文学大系 2

貞門俳諧集 二



集英社

昭和46年3月10日

初版発行

©

定価三八〇〇円



校注者

小高敏郎
森川裕幸
乾

編集

株式会社創美社

発行者

東京都千代田区神田神保町
三ノ一七ノ三都ビル
陶山巖

印刷所

大日本印刷株式会社
大文堂印刷株式会社

発行所
株式会社集英社

東京都千代田区一ツ橋二ノ五ノ一〇

電話東京二六五局六一一〇番

振替東京一五六五三番

郵便番号一〇一〇番

落丁本・乱丁本は本社にてお取替いたします

目次

解 説	三
凡 例	九
宝 藏	三
時 勢 粧	八
歳旦発句集	二五
はなひ草	三三
俳諧初字抄	三六
俳諧之註	三六
天水抄	三八
増山井	四三
続山井	四六
滑稽太平記	六七

目次

解 説	三
凡 例	九
宝 蔵	三
時 勢 粧	八
歳旦発句集	二五
はなひ草	三一
俳諧初字抄	三六
俳諧之註	三八
天水抄	三八
増山井	四三
続山井	四八
滑稽太平記	六七

解説

俳論の成立

俳論ということばの意味を最も広義に解するならば、「俳諧歌委趣如何」という問に答えて、

漢書云、俳諧者滑稽也。(略)俳諧の字はわざごとくよむ也。是によりてみな人偏に戲言と思へり。かならずしも不然歟。今案に、滑稽のともがらは非道して、しかも成道者也。又俳諧は非王道して、しかも述妙義たる歌也。故に是を准滑稽。その趣、弁説・利口あるものゝ如き言語。火をも水にいひなすなり。或は狂言にして妙義をあらはす。此中又心にこめ詞にあらはれたるなるべし。

のごとく俳諧の原義を糺し、『古今集』の俳諧歌を弁説・利口・狂言の三面から究明せんとした『奥義抄』(藤原清輔)の説や、

大かたはざれよめる事やらむなどは推せらるれども、其様知事なし。後拾遺・千載集に入たる歌は物狂の事どもなれば、さやうの歌をいふにやあらむ。(略)歌体可見古今一也。或説曰、俳諧有三様々。一俳諧 二俳諧 三俳諧 四滑稽 五俳諧 六謎字 七空戯 八鄙諺 九狂言 此等子細未弁之。

という『八雲御抄』の論などを、一応その濫觴とみなすことができよう。事実これらの論は、後世の俳論——例えば北村季吟の『埋木』や岡西惟中の『俳諧蒙求』などに、殆ど決定的な影響を与えたようである。しかし一般にいう俳論とは、「俳諧歌」の論ではなくて、「俳諧の連歌」の論、つまりは「俳諧」の論でなければならぬ。とするとその成立は、雑体連歌の一として『菟玖波集』(文和五年序)に「俳諧」の部立が設けられた、二条良基(一一三〇—一一八八)の時代にまで降らしめるのが妥当であろう。

良基は『連理秘抄』に連歌十五躰を挙げるが、これには「俳諧」は含まれていない。しかし俳諧に相当すべきものとして左の二躰が認められる。

異物 つねにもちるざる所の鬼風情の物也。時によるべし(下略)

狂句 是はさだまれる法なし。只こゝろきゝて興あるやうにとりなすべし。

これらの二昧がおしなべて俳諧として認識されていたらしいことは、彼の『撃蒙抄』に「異物・奇言」の風昧として挙げる付合九組中、四組までが『菟玖波集』俳諧の部に収められていることから明らかであった。ただ、『菟玖波集』編集後の執筆と推定される『筑波問答』では、連歌諸昧のうちに俳諧・鬼語・狂言を別個に立てているが、もともとこの十五昧は、付合・技法・形態・風昧・素材などさまざまな基準に基いて分類された類型の、極めて雑然たる集合体であり、一つの名目が必ずしも一つの風昧に該当するとは限らぬのである。鬼語・狂言はそれぞれ素材・表現において俳諧の概念を充足するであろう。ともあれ『撃蒙抄』に見える異物・奇言の付合は、いずれも前句が純正の連歌であって、付句の素材や付合表現に俳諧が認められるのである。而してこの異物嗜好と狂言性とは俳諧本有の特質であり、やがて俳言を重視する貞門俳諧と、付合表現の奇を強調する談林俳諧とに、それぞれ発展的に継承されたと思われるふしがあった。ところで良基の俳諧観は、「異物・奇言を好事更にあるべからずといへども、先句の体にしたがひてをのづからさる事も出来すべし」（撃蒙抄）、「か様の狂言をも支証なくては更にせぬことにて侍也。此等常に用べからず」（同）などという発言に極めてはっきりと示されている。すなわち、俳諧は創造的意志の対象ではなく、前句の昧に従って自然に導かれる風昧であり、雑体連歌としての処遇を得るためには、何らかの支証（本歌・本説・故事・来歴等）を持つべきだというのである。

それが、『新撰菟玖波集』（明応四）（年序）において俳諧の部立を抹消した宗祇（一四二一—一五〇二）の時代になると、連歌の純粹さに対する俳諧の猥雑さが一層強く認識されてくる。しかし、

連歌士の俳諧と申は狂句などのこと也。俳諧昧と申は利口などしたる様のこと也。古今に見え候。それも一昧の事なれ共、あしきをあらはす、其一なり。俳諧昧にも心の俳諧・詞の俳諧侍るとかや。能々御修行有べし。（宗祇『須美田河』）

によると、連歌師の俳諧⇨狂句とする認識の背後には、俳諧歌⇨利口に基く和歌の一昧という認識があり、狂句⇨連歌の一昧とみる伝統が強く生き残っていたように思われる。けれどもそれが、良基におけるような形では俳諧の容認に繋がらなかったことは注目されねばならぬ。狂句そのものが、良基の時代からみると大きく変容しており、純正連歌とはおよそ相容れぬ底のものであったことが想像される。「それも一昧の事なれども」といった、浮かぬ声付を聞くがよい。彼の足が立っていたのは、連俳の全き分離という現実だったのである。彼は彼の時代にふさわしい仕方では俳諧を容認した。「俳諧昧にも心の俳諧・詞の俳諧侍るとかや」とさえ言う。しかしこの一事を以て、宗祇が「心の俳諧」を積極的に是認してくれたといつて欣ぶのは早計であらう。純正連歌から俳諧的要素を峻

別分離し、そのかけらさえ残すまいとすれば、探索の手は当然表面的な詞から内面的な心へと伸ばされるに相違あるまい。結果、俳諧を成立せしめる契機として更めて心が問題となり、それがかえって「心の俳諧」の積極的認知に繋がったのだと考えられる。

当時、いかなる底の俳諧の流行があり、またそれに対して一流連歌師がいかなる反応を示したかを、俳諧の熱心な作者であり、『犬筑波集』の作者の一人でもあった兼載に聞いてみよう。

此比の初心のひとたち、「堂塔」などゝいふ句、「地獄」などゝいふ句、まなことは、連歌の体もしらずして、ほしきまゝにつかまつる事あるべからず。我等時としておどけたる句などをつかまつる事は、くわうしんてひと申連歌を姿みわけてつかまつるを、初心ふもんの人、よき事ぞと心えて、此姿に句をつかまつる事あさましき事也。いまは世にあしき作者あるによりて、我等を始めて此道いまゝしき事のみむねとして侍る事、あさましき時代なり。せめて当世くるひ句などを致さんかた、これらの駄の歌能々心をみわけつかまつるべき。

もろこしの吉野の山に君すめどおくれんとおもふわれならなくに

是等の歌をよくゝ人にも聞給ふべきなり。此歌は、ひかひの駄歌とやらん、先達も申されし。今比の無学の人つかまつるたぐひ、ひとつとして古人の本意にかなふべき句みえず。初学よりゆふげん駄・ゆふしんてひ・たけ高のていなどに心をとめて稽古し侍らば、たとへみちひろきことはえずとも、句の姿よろしかるべき。さしたる事もなきかさね詞・たはぶれたるさまの句を、うたてき者と思ひ給はゞ、実に正風駄にも望み給ふべき。(梅薫抄)

兼載らの俳諧句作——例えば宗祇の『覺字百韻』など——に刺激され、連歌の姿駄をも弁えず、けやけき漢語のみを俳諧第一の要諦と心得て句作の手合が多かったという。後に貞徳が俳言の一に漢語を指定したのは、かかる流行の延長上に俳諧ジャンルの形成がなされたことを物語るが、それについては暫く措く。俳諧の盛行そのものは何ら厭わるべき筋合のものではなかった。兼載が「あさましき時代」と呼んで歎いたのは、連歌の駄も弁えず、古人の本意に背く俳諧が、わがもの顔に横行する、そんな時代風潮に対してだったのである。狂句の作者に対する兼載の要求は、詮ずるところ、『古今集』俳諧歌に古人の本意を探り、正風連歌駄を修行せよというにあった。犬筑波的世界を評するに猥雑の一語を以てすることはたやすいが、それを支える精神はなお極めて保守的であったと言わざるを得ない。

天文九年(一五〇〇)、守武の『俳諧之連歌独吟千句』(守武千句)が成就した。跋文にいう。

さて、はいかいとてみだりにしわらはせんと斗はいかん。花実をそなへ風りうにして、しかも一句たゞしく、さておかしくあらんやうに、世／＼の好士のをしへなり。

「世／＼の好士のをしへ」とは、上述のごとき連歌師の俳論を指すと考えてよい。従つてこの部分を引き、守武における俳諧本質觀の独自性を論じた旧説は撤回さるべきではなからうか。これはそのまま一般論として差支えないのだと思う。因みにいうと、犬筑波的の世界を論じて往々その前句付的乃至ばれ句的性質の滑稽に言及するけれども、それは同じく『守武千句』の所有する滑稽でもあつた。

- ① にか／＼しくもさびしかりけり／しばの庵などかきはだをのみつらん
- ② にか／＼しくもたうとかりけり／みな人のまいるやふきのたうくやう
- ③ ふとくあらずやほそくあらずや／さらば人兩あしながらこいならで
- ④ ふくもふかれずするもすられず／われ笛のさらはさゝらになりもせで
- ⑤ すみやきものはいかにもかすかにて／ふぐりをみれば大はらのさと
- ⑥ あなをのぞけるおやをもちけり／契る夜をおとなげなくもさまたげて
- ⑦ 火によくあぶれまへようしろよ／雪の暮女若衆のたづねきて
- ⑧ くびをのべたるあけぼのゝそら／きぬ／＼におほ若衆のくちすひて

右の内、奇数番号の句が『守武千句』、偶数番号の句が『犬筑波集』のものであるが、記憶にない句々の識別は恐らく不可能であるにちがいない。守武もまた所詮は犬筑波的世界の住人に過ぎず、その俳諧觀も兼載らのそれと大同小異であつたと言わざるを得ないだらう。ただ学書における俳論が悉く連歌的立場からの立言であつたのに対し、『守武千句』に至つて初めて俳諧的立場からの俳論が成立したといふことはいえよう。ごく狭義にはこれを以て俳論の嚆矢とみなすこともできるわけであつた。

貞徳式目歌の背景

『守武千句』の跋文に、

周桂かたへ、この道の式目いまだみず、みやこにはいかん、と大かたのむねたづねしかば、かゝる式目は予こそさだむべけれ、さだめよ、それを用べき、のざれたる返事くだりあはせ、さらばこのたび斗心にまかせん。

と見えるごとく、俳諧準繩の規矩は当時まだ未成立であつた。しかし俳諧が隆盛に赴くと共に、俳式要請の声が置しくなるのは当然で、やがて連歌新式和漢篇の法式を若干緩めたものが慣用されるに至つたらしい。

寛永五年二月十日、渋谷氏紀州の所望によつて詠じたという貞徳の十首式目歌は、既に「古人さたせられし法度」であつたという（長頭丸真毫「俳諧新式十首之詠草」種茂勉氏浜松市立高校「研究紀要」3に紹介）。『油槽』（寛永二十年刊）の末尾には、この間の事情がやや詳細に報じられている。

しぶや紀州は、父の常安より此道の好士にて、たび／＼参会せしに、つねに俳諧に式目なき事をうれへ給へ共、みづからなどがなすべき事にあらず、そのかみ病衰にて思ひもよらぬ事と申きりに侍るに、さらば大方のおもむきばかりを申せとて、秋田良春を使にて、いなびがたく所望ありしに、則返事に書付ける。それも私にはあらず、先達の被用し分を思ひ出て、十首の歌につらね侍物ならし。

十首式目歌が私意の制定によるものではなく、先達の実験によるものであることを断っているが、その「わかんには季・恋・述懷・旅・同字連歌のごとくしかるべき哉／俳諧は右の五色をしなべて七句をば五句ごくは三句ぞ」における和漢篇の緩和に対して、斎藤徳元（俳諧初学抄）あたりから非難が加えられた時にも、「丸は少年の時連歌の執筆して、玄旨法印・紹巴などの連歌過ぎて仕給ひし云捨の時のさし合のさたを聞侍りしにより、その分にさたしきたるたまものなれば、わたくしの儀なし」（『久流留』跋）だの、「此比、宗祇の独吟の俳諧百韻見侍るに、四季をば皆五句ざりにせられしなり。これらにても丸がさし合のさたは僻言にはあらじ」（同）だの、「和漢には春夏秋冬の季斗を連歌のごとく嫌ふ也。俳諧には季をも五句去りに昔の上手衆皆用ひられしにより、丸も今五句去に仕る事、一文不通の人にも翫ばせん方便の義也。それを不審する人は、古人の俳諧せられし座に居ざる成べし。さらに丸が私に和漢の法を破るにはあらず」（天水抄）だのと、それが私意による所業ではなく、古人の実践に裏打ちされたものであることを繰返し強調しているのである。このことは信じられてよいと思う。貞徳の俳諧は連歌師の俳席から生い育ったわけで、式目もまた当然その辺りから得来たものと考えられる。

ところで、俳諧の式目が狂歌の形式に託して説かれたのには二、三の背景があつた。貞徳が狂歌をよくしたことは周知の通りだが、狂歌と連俳の結びつきは、一般的にみて、連俳の詠草の奥に作者と判者とか狂歌を贈答する慣習において最も大きい。それは実用的な對話の手段として寧ろ散文的な役割を担うものであつた。一方また狂歌は、貞徳が否定した落首的性格とともに、守武の「世

中百首」などにみられる道歌的な性格をも所有していた。この散文的（叙述的）性格と道歌的（教育的）性格とが、表現の簡潔と記憶に至便なリズムの良さも手伝って、貞徳の式目歌や、俳席の心得を説いた西武の「門外不出十首狂詠」（寛治二）や、俳諧作法を詠んだ重頼の「梅千世百首」「菊千世百首」（寛文四年奥『佐夜中山集』所収）などに、狂歌の形態をとらしめたのだと考える。就中貞徳の場合は、渋谷紀州個人との間に日頃から狂歌の贈答があったにちがいないく、式目歌もまたそうした雅交の一環として、どちらかといえば軽い気持で詠まれたものに相違あるまい。それが一般に公開されるまでの十五年間は、上下階層への俳諧の普及が専用の法度を所有して憚らぬ程度まで俳諧の地位を押し上げるに不足のない歳月だったのである。

貞門俳論の性格

尾形仇氏の勘定によれば、貞門の俳論書は都合八十四部（「貞門談林俳論」俳句講座5、これを貞門の歴史四、五十年に割りふれば、毎年一、二部ずつの俳論書が書かれていたことになる。貞門撰集の膨大さは人のよく知るところであるが、そうした創作活動への偏りを、これは充分是正し得る数字でなければならなかった。少なくとも是正し得るはずの数字であった。しかし事實は必ずしもその通りではなかったように思えるのである。

一般的に論の活発は、精神や方法の変改を促すという意味で、そのまま批評精神の旺盛を物語るものとなり、やがて文学の健全な発達を保証するものと考えられている。問題はそうした一般論が貞門俳諧の場合にも通用するかどうかである。

貞門俳論の多くは、俳諧の本質・式目作法・付合技法等の論、及び語彙・季寄などを雑然と含みこんでいるが、いま各論によって内容を分解し、その展開分布の模様を五年刻みに概観してみようと思う。表は点巻・句評の類、成立年次末詳の俳論、及び再板・増補等を除いた大雑把なものだが、少なくとも大勢を窺うようにはなるはずである。

	年	代	本質	式目作法	付合技法	語彙季寄	論難	合計
1	寛永五	同九		1				1
2	寛永一〇	同一四		1				1
3	寛永一五	同一九	1	2	2	2		7

	4	寛永二〇——正保四	3	1	1	2	8
	5	慶安元——承応元	1	3	1	1	7
	6	承応二——明暦三	1	4	2	2	11
	7	万治元——寛文二	2	4	2	1	10
	8	寛文三——同七	5	3	4	5	21
	9	寛文八——同一二	1	4	3		10
	10	延宝元——同五	1	3		3	8
	11	延宝六——				6	6
合	計		15	26	14	15	20

表を読んで気づいたところを逐次組上に上せ、貞門俳論の性格を占ってみるならば、まず出足のはやい俳論は何といっても式目作法に関するものであり、数においても断然優位に立つ事実を見逃すわけにはゆくまい。表には含まれぬが、なお『くろろ』（慶安三年刊、西武著『久流留』の前身か）なる式目書の、夙くから使用されていたことが、寛永二十一年成、貞徳『天水抄』の、

右指合は連歌新式にて伝へしごとく、并尊公遊ばされし五百ヶ条にて大かたしるる事也。猶くろろとて一卷あり。丸門弟是にて万事其沙汰すべし。他人にしらすべからず。

からわかる。それは「丸門弟」専用の式目書であり、「他人にしらすべから」ざる一門相伝の秘書であった。尾形仇氏によれば、貞門の俳論書八十四部のうち、板本六十四、稿本・写本十八、両様二で、稿本・写本形態のものが全体の二割二分弱を占める事実、及び非公開の秘伝書が十五種にも及ぶ事実は、その中世的な閉鎖性を物語るといふ（貞門俳論史）。按うにそうした性格は、貞門各派の宗匠をして一家の法を樹てるに懸命ならしめ、結果式目書の氾濫を出来せしめたらしく思われる。松江重頼（惟舟）が正保二年刊『毛吹草』の序に寛永十五年（正月二十五日）の日付を与えたのも、一家の法の所有がその宗匠たる地位を保証するに足るものとして、先陣争いをも辞せしめなかった実情を物語っている。同書は直ちに貞室・正式から批言をくらしい（氷室守・郡山）、後に貞徳

からも「近年、指合のくりやうだにしらぬ者ども歌書を作り世上にひろむ（略）師伝なきものゝあつめたる発句などは何の用にもたつべからず」（『崑山集』序）のごとき非難を蒙ったが、そこには師伝大事の權威主義による非文学的葛藤がみられたのである。ところで、式目作法や語彙・季寄などは、ひたすら創作活動に奉仕すべきものであろう。従つてその盛行は、創作偏重の跛行を正すどころか、むしろそれを助長すべきものだったと考えられるし、しかもそれらはやがてまた、俳諧制作上の桎梏ともなり、その固定化を早めるのにも役立ったようである。

気づかれることの第二は、6（承応二—明暦三）において、俳論の数が増加していることであつた。これは多分、承応二年（一五六）における貞徳の他界と無縁ではあるまい。貞徳という俳壇の權威の死を契機として、紳士的な仮面を脱ぎ、俳壇への野心をむき出しにした門人たちが、争つて独立を宣言し、それぞれ自家の法を樹てたことは周知である（榎坂浩尚氏「明暦二年の俳壇に
ついて」国語国文昭三三・九）。かかる時機に臨んで重頼があらさまに貞徳を誹謗し（明暦二年刊『馬鹿集』）、季吟が師の貞室を批判（明暦元年成『埋木』）、颯て独立を宣言した（明暦二年刊『祇園奉納誹諧連歌合』）としても訝むには当たるまいし、皆虚『せわ焼草』（明暦二）・及加『嘲呷集』（明暦三）の

ごとき、むしろ異端の書と目される俳論が、無政府的な気安さから自由に板行されたのも頷かれることであつた。一体、俳論の執筆が必ずしも文学的に純一な動機からのみなされたのでないことを承知してかからねばならぬ。この頃から急に増える論難書にしてからが、俳壇の野心や経営的配慮など不純の動機から出発したものが過半を占めたのである。結局この時期における俳論のにぎにぎしさは、貞徳の死が齎した波紋に過ぎず、貞門俳諧の健全な発展に資するところの尠いものであつたことを銘記しなければなるまい。

第三に、俳論の数と多彩さにおいてピークをなしている8（寛文三—七）に注目しよう。この時期は、あたかも談林派抬頭の時期に当たっている。本質論の活発は、そのまま、守武流の軽口俳諧を標榜する宗因ら異端の流儀に対する身構えを物語るであろう。ただしその内容は、俳諧を和歌の一脉とみる伝統的立場からの旧態依然たる俳諧美学に終始しており、爾後頻りに呈せられた宗因流への苦言にしても、伝統主義をふりかざした保守反動の体制を一步も出なかつたといわざるを得ない。俳論によって窺う限り、談林俳諧を否定的契機とし以て貞門俳諧の飛躍を期するとき実験は、ついに一度も試みられたことがないように思われる。かくて談林擡頭後の論の盛行は、所詮自己保全のための悪足掻きめいた印象しか与えないのであつた。

以上を要するに、論の活発と文学経営の健全とは、貞門俳諧においては必ずしも相即するものでなかつたことになる。とはいへ貞門俳論がそうした否定的な面ばかりを強調されてよいかという決してそうではない。その、俳諧文学の確立と発展とに尽くした功

績はなお高く評価されなければならぬ。ただそうした評価が、俳論の賑わしさに眩惑され、その肯定面しか見ずになされるならば、思わぬ陥穽におちいるであろうことを言っておきたただけである。

俳諧本質論

本質論を含む貞門俳書には次のようなものがある（ただし論難書を除く）。

徳元『俳諧初学抄』（寛永十一年刊）・貞徳『淀川』（寛永二十年刊）・同『天水抄』（寛永二十年刊）・立圃『底抜臼』（寛永二十一年刊）・季吟『独琴（師走の月夜）』（慶安二年刊）・立圃『河舟徳万歳』（承応二年刊）・季吟『埋木』（明暦元年刊、同二年刊）・立圃『烏帽子箱』（寛文元年刊）・元隣『身（楽千句）』（寛文二年刊）・立圃『むらさき』（寛文三年刊）・維舟『佐夜中山集』（寛文四年刊）・盤斎『俳諧談』（寛文五年刊）・由健『都草』（寛文五年序）・立圃『連歌俳諧相違の事』（寛文七年刊）・安静『如意宝珠』卷八『打出の小槌』（寛文九年刊）・季吟『俳諧用意風駄』（寛文十年刊）・立圃『五戒俳諧』（詳末）・同『一河花紅葉』（詳末）

諸俳士にさがけて俳諧の本質をただした徳元は、

凡俳諧句駄は、連歌に俗語を加て、前句の詞をあらぬ品にとりなして付侍るさまなり。（俳諧初学抄）

と説いている。用語・付合の両面から、俳諧の非連歌的特質を説いたわけだが、前者の「連歌に俗語を加て」には、実は但し書がついていた。それは「俗語不_レ苦とは申ながら、あまり道外過たる詞は如何」「親子・廉中がたへ懷紙を出して、よみにくき、びろう万なる詞は斟酌可_レ在_レ之物也」等、俗語の使用に制限を設けたことである。その理由は畢竟「さすがに俳諧も和歌の一駄なれば」というにあった。貞徳もまた「俳諧は即ち百韻ながら俳言にて賦する連歌」だと言ったという（季吟『増山の井』）。俳言とは「和歌連歌に取用ぬ詞のよろしき」（天水抄）をいうので、「俗言を嫌はず作する句を俳諧といふなり」（御傘）のごとく見える俗言や前述の漢語などから構成されている。ただし、と貞徳もまた注を付ける、「いかに俳諧なればとて、いやしき事をすべからず」（天水抄）。ここにもやはり「雑駄一つにあらずとて、俳諧も和歌の一駄也」（同）という俳諧観が存在したのである。

貞徳の俳諧観について語るとき、論者の姿勢によつては全く相反する二面が引き出されてこないとも限らない。そういう可能性を槌かにそれをもっていたのである。俳諧とは俳言によつて賦する連歌だといった定義や、そうした理念を裏付けるごとき『淀川』における「俳言なし」の評語や、犬筑波の世界の否定やは、そこだけに拡大鏡を当てると、全く保守的で消極的な俳諧観として浮かび

上がるし、翻って、「俳諧といふものは和歌にも有。大方連歌のやうに仕立て、少俳諧を加ふるが本なるべしと思ふてする者有。是は一向愚鈍少智の分別也。凡此道に長じて天下にはまれ有し宗鑑・元理法師・伊勢の守武等が翫し句躰、ひとつも連歌めかず、和歌の風情にもあらず、和歌・連歌に取用ぬ詞のよろしきを見立て、俳諧の連歌といふひとつの道を立たると見え侍る。(略)連歌めきたる俳諧を口ずさみなんよりは、常の連歌を翫びて尤しかるべし」(天水抄)のごとき主張に焦点を絞ると、洵に進歩的で積極的な俳諧観として結像するであろう。貞徳俳諧観のかかる両義性は、いい加減な折衷論でお茶を濁そうとする論者には頗る居心地のよくない結論しか与えないのではあるまいか。われわれはまず貞徳が、社会のかなり上下の層を俳諧という文学ジャンルにおいて同一文化圏内に包摂した事実を想うべきであろう。

俳諧の達人は宗鑑を元祖として貞徳中興なり。しかありしより、たかきもいやしき事をいひ、いやしきも高きことをいひ、みやこ人もいなかの事をいひ、井なる人もみやこのことをいひて、あまねくなれり。(俳集良材)

という。高きに賤しき事を、賤しきに高きことを学ばしめるのが啓蒙家としての貞徳の任務であったから、その発言には常に上下両階層への配慮が働いていたに相違ない。俳諧初心者のうち、堂上連歌的な世界に育った人々の俳諧は、多くは恐らく似而非連歌的な風躰に止まったように思えるのであり(『毛吹草』に「かたはらの連歌師は、他の道理も聞ずして、俳諧とあれば指よりにいひけさんとする也。されども、さやうの人の句をまれ／＼席にてきゝ侍れば、てにをは計をはいかいめかして、心はみな連歌にひとし。一句、俳諧共連歌とも其きはまりなし」とある)、逆に連歌の骨法を弁えぬ人々の俳諧は、兼載が歎じたようにともすればとんだ跳返りものになりがちだったように思われるのである(『毛吹草』に「連歌を心得ざる人の俳諧は、夢路をたどるやうにや有らん。やゝもすれば用付のみを云出侍」などともある)。従って、前者に対しては俳諧の非連歌的特質が強調されなければならず、後者に対しては連歌の躰や式法が教授されねばならなかったに相違ない。あらゆる階層の人々に俳諧が普遍的な存在であるためには、まずことが共通していなければならないので、それらの人々の了解し得る圏内で俳言が整理されたのは肯かれることであった。貞徳は「貴人上臈の御前にて、腰より下の噂、食物の名、米、錢、商売の利勘なる事などを作る事さん／＼の義也」(天水抄)という。出自・生活・教養・知識などあらゆる面にわたって異層の人々を糾合し、文学の一ジャンルとして俳諧を組織確立するためには、かかるタブーもまた不可避の要請だったのではあるまいか。作者がほぼ同一文化圏に属し、文学的地位もまた既に定立不動のものであった狂歌において、

腰より下の噂

小車のしぢにはあらでふんどしをかく暁の小便のかす（貞徳狂歌百首）

恋に人腎虚するこそ道理なれ見そめしにだに腰がぬくれば（同）

いふ事をきけば腹いたむく／＼と臍の下までけさう文哉（古今夷曲集）

若衆もたゞわがしりのごとくにてみむとすれ共みられざりけり（同）

商売の利勘なる事

売ためて銭口おほく結べし是程酒がいづみなりせば（貞徳狂歌百首）

銭金でねをさすならば篇の法々花経も一ぶ八くわん（同）

なには人身をつくしつゝうりぬれば枯たる声が御足にぞなる（同）

あのかたら三百三文やもうくらん我立袖でみやうがうりつゝ（古今夷曲集）

等の実践があつたことを知れば、如上の保守的消極的な俳諧観は、より多く啓蒙家としての貞徳に付随するものであつたことが想察されよう。ただ残念でならぬのは、貞門初期のそうした啓蒙的俳諧観が貞門俳人によつて絶対視され、何程の進展も遂げずに貞門後期まで持ちこされたこと、ために新興談林派からの挑戦に対しても、ひたすらこれを武器として応戦しなければならなかつたことである。尤もそれは、貞門俳諧そのものの啓蒙的性格を物語るものであるかも知れず、その終焉は長すぎた啓蒙期の終りを告げるものであつたのかも知れなかつた。

式目作法論

式目作法に関する貞門俳書には次のようなものがある。

- 貞徳『十首式目歌』（寛永五）・立圃『はなひ草』（寛永十）・維舟『毛吹草』（寛永十五年序）・徳元『俳諧初学抄』（寛永十）・貞徳『天水抄』（寛永二十）・季吟『独琴（師走の月夜）』（慶安二）・西武『久流留』（慶安三）・貞徳『御傘』（慶安四）・季吟『埋木』（明暦元年成）・季吟『夜のにしき』（明暦元）・皆虚『せわ焼草』（明暦二）・及加『嘲哢集』（明暦三）・季吟『進正集』（治元年）・由健『和歌竹』（万治二年版）・常辰『こまさらひ』（万治三）・元隣『はいかい仕やう』（寛文二）・立圃『俳諧むらさき』（成元）

〔寛文三〕・維舟『佐夜中山集』〔寛文四〕・由健『都草』〔寛文五〕・卜圃『浜萩』〔寛文十〕・清勝『蛙井集』〔寛文十〕・貞室『連
 俳文字鎖』〔寛文十〕・梅翁『俳諧無言抄』〔寛文十二年序〕・重山『俳諧公界集』〔寛文十三年序〕・立圃『明鏡』〔延宝三〕・同『一河花紅
 葉』〔詳末〕・維舟『授童』〔詳末〕・季吟『俳諧会法』〔詳末〕

俳諧式目の成立については再説を避け、それが連式緩和の上に成立したという事実によって生ずる問題についてのみ考えてみた。
 い。

差合・去嫌などの法式はもともと連句一卷の変化を贖うべく工夫せられた外側からの制約で、いってみれば連句文芸の必然として成立したのであるが、そうした本来の目的が忘却され遵守すべき規則として条目だけが独歩するようになると、かえって創作の自由を阻害するものとして働く。連歌の狂言として本来無拘束であることを喜ぶ俳諧が、一文不通の大衆作者を抱え込んだせいもあり、連式緩和に赴いたのは当然であった。しかしその緩和の度合については絶対的基準とすべきものがなく、『和漢篇』に従うべきだとする説（徳元『俳諧初学抄』）や、それを更に緩和すべきだとする説（貞徳）などを生じ、『御傘』執筆当時は「さしあひにまどふ事多て評論絶せ」（同書序）ぬような状態であったという。『御傘』刊行後は、これが亀鑑として大方の崇敬を集めたが、にもかかわらず貞門における式目書の盛行ぶりは目を瞠るものがあつた。それは、連式緩和の程合に若干薬味を効かせたら、それがもう秘伝として通用するような伝授意識が貞門派の体質をかたちづけていたことを想察せしめる。しかるにやがて談林派が勃興し、指合・去嫌などの細則に拘泥せぬ大らかさを示すと、自然の趨勢として、秘授口伝は無用化への道を辿ることになる。これは貞門派の宗匠にとってゆゆしい一大事でなければならぬ。殊にそれが彼らの活計を脅かすとなるとなおさらである。彼らが起って談林攻撃の拳に出たのは、蓋しこうした点にも一斑の因はあつたように思われる。

付合技法論

付合技法論を含む貞門俳書には次のようなものがある。

維舟『毛吹草』〔寛永十五年序〕・徳元『俳諧初学抄』〔寛永十八年刊〕・貞室『俳諧之註』〔寛永十九年刊〕・貞徳『淀川』〔寛永二十年刊〕・立圃『河
 舟徳万歳』〔承応二〕・貞徳『前車』〔明暦三〕・同『貞徳百句独吟自註』〔万治二〕・同『貞徳独吟自註百韻』〔貞徳俳諧記〕〔寛文三年
 刊所〕・立圃『尾蠅集』〔寛文三〕・維舟『佐夜中山集』〔寛文四〕・立圃『付合』〔寛文六年序〕・同『連歌俳諧相違の事』〔寛文七年序〕・清